



島根県報

令和2年3月31日（火）

号外第37号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則	4
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	4
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	5
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	5
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	5
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則及び県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則	5
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	6
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	6

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	7
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第3号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第17条」に改める。

第13条の2第2項第1号中「4時間の勤務時間」を「職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）第4条第3項に規定する半日勤務時間」に改める。

第15条の2第1号中「職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改める。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「西部県民センター所長」を「西部県民センター所長」に改め、「産業技術センター副所長」及び「同 室長（広報室長に限る。）」を削り、「保健所長（雲南保健所、県央保健所及び隠岐保健所に限る。）」を「保健所長（雲南保健所、県央保健所及び隠岐保健所に限る。）」に、「産業技術センター副所長（技術）」を「産業技術センター副所長」に、「本庁室長（広報室長を除く。）」を「本庁室長」に、「宍道湖流域下水道管理事務所長」を「宍道湖流域下水道事務所長」に、「調整監」を「調整監」に改め、「特別徴収監」を削り、「中山間地域研究センター研究調整監」を「中山間地域研究センター研究調整監」に改め、同表教育委員会の部職名の欄中「教育監」を「副教育長 教育監」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第4号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「農林水産部畜産課」を「農林水産部農畜産課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第5号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「条例第17条及び」を削る。

第25条第1項第2号中「市町村立学校の教育職員の給与等に関する条例」を「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」に改める。

附則に次の1項を加える。

（勤務成績判定期間を異にする機関への異動等に関する特例）

- 14 令和2年4月1日以降に行われる条例第4条第5項の規定による昇給に係る勤務成績判定期間に関する規定の適用については、職員を勤務成績判定期間を異にする機関に異動させる場合並びに県立学校の教育職員の給与に関する条例第2条に規定する教育職員及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第2条に規定する教職員を引き続いて職員とする場合において、当該異動等を行わない職員との均衡上必要があると認められるときは、当分の間、第27条中「昇給日前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前1年間」とあるのは、「人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める日から昇給日前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）までの期間」と、第29条第2項第1号中「第27条の人事委員会規則で定める期間」とあるのは、「人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める日から評価終了日又は昇給日の前日までの期間」とする。

別表第18備考5(3)及び別表第21備考2(1)中「及び中山間地域研究」を「、中山間地域研究、食品及びデザイン」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条第1号及び第25条第1項第2号の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第6号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（条例の適用を異にする異動に関する特例）

- 11 令和2年4月1日以降に行われる条例第11条第1項の規定による昇給に係る第18条の人事委員会規則で定める期間に関する規定の適用については、職員条例別表第1から別表第5までに掲げる給料表の適用を受ける職員又は職員条例第3条第3項に定める専門的教育職員が、引き続き教育職員となった場合において、当該異動を行わない職員との均衡上必要があると認められるときは、当分の間、第20条第2項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは、「昇給日前1年間又は人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める日から昇給日の前日までの期間」とする。

別表第13中「浜田養護学校」の次に「、益田養護学校」を加え、「石見養護学校、益田養護学校」を「石見養護学校、隠岐養護学校」に改め、「（2人以上の教頭を置く学校の教頭にあつては、人事委員会が定めるものに限る。）」を削

る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第7号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び適性検査」を「適性検査、作文試験及び面接試験」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「政策企画局長」を「理事 政策企画局長」に改め、同部保健所の項中「所長」を「所長 副所長」に改め、同部農林大学校の項中「教育部長」を「部長」に改め、同部産業技術センターの項中「副所長」を「所長 副所長」に改め、同部宍道湖流域下水道管理事務所の項中「宍道湖流域下水道管理事務所」を「宍道湖流域下水道事務所」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「教育監」を「副教育長 教育監」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第9号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第10号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「農林水産部畜産課家畜病性鑑定室」を「農林水産部農畜産課家畜病性鑑定室」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第11号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第12号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3の項第4号に次のように加える。

シ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の規定による承認

別表第1第4の項第2号に次のように加える。

ク 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の規定による規程等の制定等

別表第2第1の項第6号中「非常勤嘱託員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則及び県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第13号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則及び県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年島根県人事委員会規則第19号）
- (2) 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年島根県人事委員会規則第20号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第14号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条見出し中「及び4時間の勤務時間の割振り変更」を「等」に改め、同条第5項中「4時間の」を「半日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「4時間の」を「半日」に、「前3項」を「第1項及び前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「4時間の」を「半日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「4時間の勤務時間」を「半日勤務時間（前項に規定する時間の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）」に、「（4時間の）」を「（半日）」に、「のうち4時間の」を「のうち半日」に、「当該4時間の」を「当該半日」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第5条の人事委員会規則で定める時間は、3時間30分、4時間又は4時間15分とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第15号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「外国青年招致事業」という。）により招致された職員の報酬の減額については、前各項の規定にかかわらず、外国青年招致事業の実施の基準に従い、任命権者が定めるものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、外国青年招致事業により招致された職員に対する報酬の減額を行わない場合は、外国青年招致事業の実施の基準に従い任命権者が定める場合とする。

第9条第1項第2号中「1か月」を「1箇月」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 外国青年招致事業により招致された職員の勤務1時間当たりの報酬額の算定方法は、前項の規定にかかわらず、外国青年招致事業の実施の基準に従い、任命権者が定めるものとする。

第10条第2項第6号中「語学指導等を行う」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

「

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中 | 政策調整監 | を

」

「

政策調整監	に改め、同部県民センターの項中	部長	を
徴収対策監		特別徴収監	

」

「

部長	に改め、同部保健所の項中	部長	を
----	--------------	----	---

」

「

副所長	に改め、同部産業技術センターの項中	部長
部長		

」

「

副所長	に改め、同部下水道管理事務所の項中	副所長	を
-----	-------------------	-----	---

」

「

副所長	に改め、同部下水道管理事務所の項中	所長	を
-----	-------------------	----	---

」

「

下水道管	を	下水道事	に、	課長	を
理事務所		務所		支所長	

」

「

課長	に改め、同表教育委員会の部本庁の項中	教育監	を
----	--------------------	-----	---

」

	」	」
「		
副教育長 教育監	」	に改め、別表の4の表知事の事務部局の部中山間地域研究センターの項中
	」	
「		
研究調整監	」	を
	」	
「		
研究調整監 研究企画監	」	に改める。
	」	

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。